



令和4年 (2022年) 2月25日(金)

No. 15601 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆欧州各国の知的財産制度

—第27回— ルーマニア (上) …………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) …… (13)

欧州各国の知的財産制度

— 第27回 — ルーマニア (上)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、ルーマニアの知的財産制度のうち、特許制度、実用新案制度を中心に解説する。

2. 総論

ルーマニアの知的財産法には、特許法、実用新案

法、意匠法、商標法、著作権法などがあり、ルーマニア革命(1989年)以降、発展した。

特許制度については、最初の特許法が1906年1月17日に制定され、1974年11月2日に「発明・革新に関する法律」制定された。その後、特許法は1991年に改正され、2007年1月8日から施行されている。最近では、2014年8月19日に改正法が公布されている。

特許業務法人

北 斗 特 許 事 務 所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所 長	弁 理 士	西 川 惠	清	弁 理 士	永 濱 一 貴
副 所 長	弁 理 士	坂 口 武	武	弁 理 士	小 川 博 生
副 所 長	弁 理 士	田 中 康	繼	弁 理 士	中 尾 慎
	弁 理 士	水 尻 勝	久	弁 理 士	渡 辺 尚
	弁 理 士	竹 尾 由	重	弁 理 士	畑 海 希
	弁 理 士	谷 水 慎			

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail : post@hokutopat.com